

第1章 計画の策定趣旨等

1. はじめに

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）は、わが国の主要な死亡原因となっており、循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多くの疾患が含まれます。

令和2（2020）年の人口動態統計によると、奈良県の死因順位別では、1位悪性新生物（29.0%）、2位心疾患（16.3%）、3位老衰（9.4%）、4位脳血管疾患（6.6%）、5位肺炎（5.9%）であり、心疾患、脳血管疾患はいずれも死亡原因の上位を占めています。さらに、令和元（2019）年の国民生活基礎調査によると、介護が必要となった主な原因に占める割合は、脳血管疾患が16.1%、心疾患が4.5%であり、両者を合わせると20.6%と最多です。このように、脳卒中、心臓病その他の循環器病は、県民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会全体に大きな影響を与える疾患となっています。

このような現状に鑑み、国では誰もがより長く元気に活動できるよう、健康寿命の延伸等を図り、医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成30（2018）年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」が成立し、令和元（2019）年12月に施行されました。

基本法では、国は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の推進に関する基本的な計画（以下「国基本計画」という。）を策定することとされ、都道府県は、国基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定しなければならないとされています。

これらの状況を受け、奈良県の循環器病対策を推進するため、国基本計画に基づき、奈良県の循環器病を取り巻く実情に即した内容を盛り込んだ基本法第11条の規定による「奈良県循環器病対策推進計画（以下「県推進計画」という。）」を策定し、循環器病の予防、早期発見・早期治療、再発の予防等を推進していきます。

2. 県推進計画期間

国基本計画の実行期間や他の計画との整合を図り、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度までの2年間とします。

県推進計画においては、「第5章 個別施策」を実行期間に係る計画として評価し、長期的視点で整理した「第2章 循環器病の特徴と基本的な方向性及び重点課題」及び「第3章 全体目標」を含む県推進計画全体については、実行期間に関わらず、基本法第11条第3項の規定に基づき少なくとも6年ごとに検討を加え、必要があれば、県推進計画の変更を行うものとします。

3. 他の計画との整合性

県推進計画の策定及び推進に当たっては、国基本計画に基づくほか、「なら健康長寿基本計画」（一部健康増進法）、「奈良県保健医療計画（第7次）」（医療法）、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画（第8期）」（老人福祉法・介護保険法）などの関連計画との調和と連携が図られたものとしています。

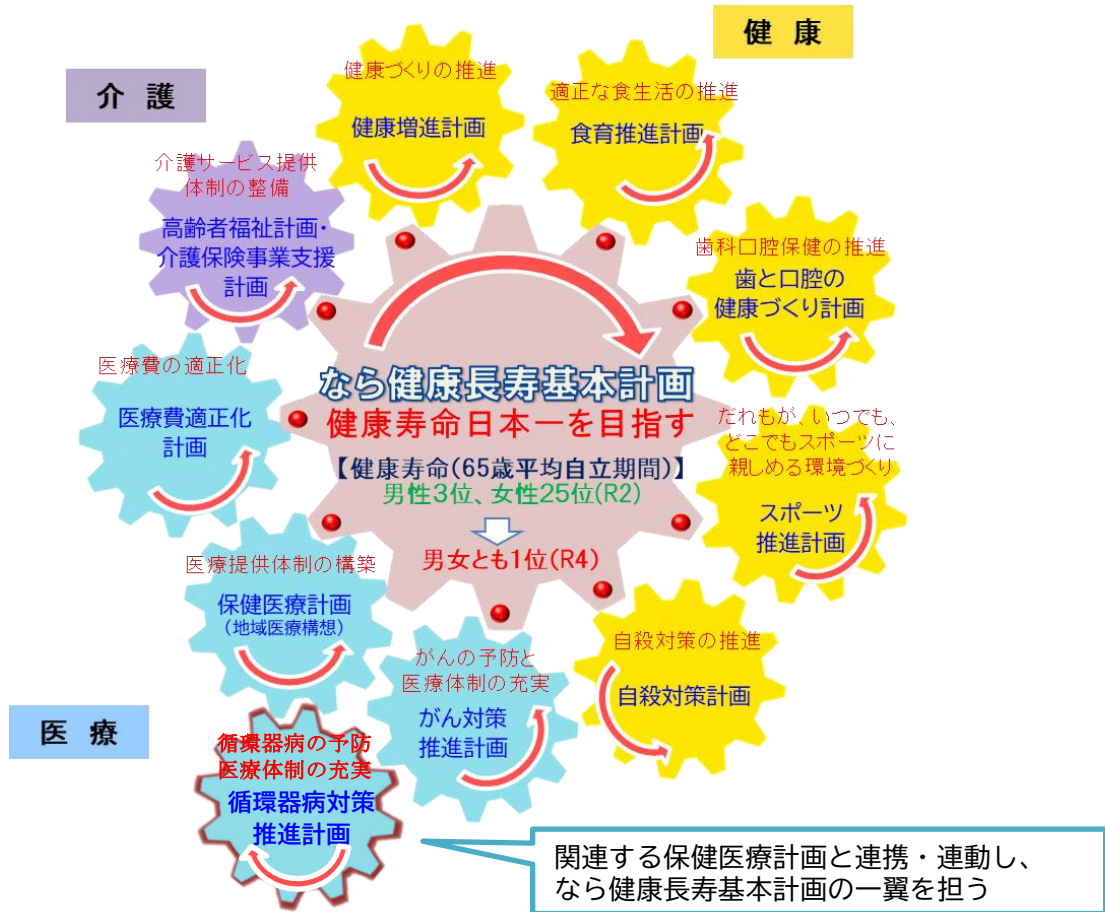
図1 関連計画について

	～令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奈良県循環器病対策推進計画		R4～R5		R6～
なら健康長寿基本計画	H25～R4		R5(延長)	R6～
第7次奈良県保健医療計画		H30～R5		R6～
奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護事業支援計画		R3～R5		R6～

4. 計画の推進体制

奈良県関係部署や奈良県内市町村、関係団体と連携し、地域の循環器病対策の向上を図ります。また、奈良県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、この基本計画の歯車としての一翼を担うとともに、関連する「奈良県保健医療計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」等とも連携・連動して基本計画の推進を図ります。

図2 「なら健康長寿基本計画」を中心として歯車を回すように推進



「奈良県保健医療計画（地域医療構想）」では、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患について定めているほか、救急医療や高度医療に責任を持って対応する「断らない病院」と、地域包括ケアシステムを支える「面倒見のいい病院」への機能分化について、それぞれ担うべき役割の方向性に沿った医療機能の発揮と連携の強化を推進していきます。人口構造の変化による医療ニーズの変化に対応するため、地域の医療機能を向上させ、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を進めていきます。

図3 これからの、奈良の医療

